

「反撃能力」と国際法上の自衛権

反撃能力の行使は「国際法違反の先制攻撃」か？

田中 佐代子

Tanaka Sayoko

[要旨]

2022年12月に閣議決定された日本の新たな「国家安全保障戦略」において、反撃能力の保有が決定された。反撃能力は、「国際法違反の先制攻撃」にあたりうるという批判にさらされている。しかし、相手方の武力攻撃が開始される前の反撃能力行使を日本政府は否定している。また、国際法上、武力攻撃が開始されれば、その被害の発生を待たずして自衛権行使が可能となることは広く認められている。したがって、日本政府がこれまで示してきた反撃能力の一般的な定式は、国際法上の自衛権行使における武力攻撃要件を適切に踏まえたものと評価できる。ただし、何をもって武力攻撃の開始とみなすべきかについて、国際法上、明確な定義は存在せず、反撃能力は、現実の運用において、違法な先制攻撃とみなされる危険をはらんでいる。それを回避するためには、敵の攻撃を正確に把握したうえで、「武力攻撃の着手」について慎重に判断することが肝要である。

1 はじめに

2022年12月16日、日本の新たな「国家安全保障戦略」が閣議決定された。同戦略は、安全保障環境の変化に直面して「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換する」⁽¹⁾ことを謳っており、なかでも重要な転換は、「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となる」ものとして「スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力」の保有を決定した⁽²⁾ことである。

「反撃能力」は、いわゆる「敵基地攻撃能力」として従来論じられてきたものに相当する。その能力について日本政府は、1956年の鳩山一郎首相答弁以来、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」⁽³⁾としつつも、政策判断として、「敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、……自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは想定していない」⁽⁴⁾という立場を長年示してきた。周辺国は弾道ミサイルの開発を推進し、発射実験を行っているが、そうした脅威に対して日本が進めてきたのは、ミサイル防衛システムの整備であった。それにより、ミサイルが発射された後に、発射国の領域外に出た後の段階で迎撃することを想定してきた⁽⁵⁾。

しかし、近年、日本周辺でのミサイル関連技術、運用能力が飛躍的に向上しており、発射

も繰り返されていることから、ミサイル攻撃の脅威が現実のものとなっているという認識に立ち⁽⁶⁾、日本政府は、反撃能力の保有へと舵を切った。「国家安全保障戦略」は、反撃能力を「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」⁽⁷⁾と定義している。飛翔しているミサイルを迎撃するのではなく、相手国領域内に打撃を与えて「武力攻撃そのものを抑止する」⁽⁸⁾ことを狙いとする点が、既存のミサイル防衛システムとの大きな違いである。

かつての敵基地攻撃能力も、それを呼び替えた反撃能力も、日本が、平和主義を掲げる憲法の下、専守防衛に徹するという防衛の基本方針をとるために論争を呼んできた、日本の安全保障政策に固有の概念である。この反撃能力について、国際法の下での評価も等閑視されるべきではなく、本稿は、*jus ad bellum*（武力に訴えること自体についての国際法による規律）の観点から検討を行う。武力不行使原則の確立した現代国際法の下、国連安全保障理事会の決定によらずに国家が自ら武力を行使する際の正当化根拠として、国連憲章において唯一明示的に規定されているのが、自衛権である。今後、日本が反撃能力を行使する事態が生じれば、国際法上は自衛権に依拠して正当化を図ることになると考えられることから、反撃能力行使が自衛権の要件を満たしうるかを確認しておく必要がある。

とりわけ重要と思われるのは、しばしば批判されるように反撃能力の行使は「国際法違反の先制攻撃」⁽⁹⁾にあたるのか、という点であり、国連憲章51条に規定された「武力攻撃が発生した場合 (if an armed attack occurs)」という自衛権行使の要件（以下、「武力攻撃要件」との関係が問題となる。以下では、まず、武力攻撃要件の時間的側面について整理し、「国際法違反の先制攻撃」が何を意味するのかを明確にしたうえで(2.)、反撃能力の評価を試み(3.)、最後に、結論をまとめるとともに、ごく簡単に自衛の必要性・均衡性要件との関係にも言及する(4.)。

2 自衛権行使における武力攻撃要件の時間的側面

(1) 自衛権の発動時点に関する区分

武力攻撃要件をめぐるのは、武力攻撃が現実が発生する前に、その脅威に対して自衛権を発動することが許されるか否か、激しい論争がある。すなわち先制的自衛の可否の問題であるが、この概念について、英語では、*anticipatory self-defence*, *pre-emptive self-defence*, *preventive self-defence* といった複数の語が用いられており、それらの語の用法は論者により異なる⁽¹⁰⁾。本稿では、武力攻撃発生前の自衛権発動（の主張）について包括的に先制的自衛の語をあてることとする。

自衛行為の開始が認められる時点の問題については、4つに区分して整理することができ⁽¹¹⁾、遅い順に（つまり「先制」になりうる度合いが低い順に）並べると以下のとおりである。

第1に、武力攻撃の効果がすでに被害国に達している時点での自衛権発動であり、反動的（*reactive*）自衛と表現されることもある⁽¹²⁾。武力攻撃の発生がその物理的被害によって確実に

認識されているのであるから、当然、先制的自衛にはあらず、自衛権発動の時間的な側面での法的問題は生じない。

第2に、武力攻撃は開始 (launch) されたが、その効果が被害国に到達していない時点での自衛行為であり、これは迎撃的 (interceptive) 自衛と呼ばれることがある⁽¹³⁾。被害が実際に生じるまで待つ必要はなく、武力攻撃の開始をもってその発生とみなされる、という考え方は広く受け入れられている⁽¹⁴⁾。よって、この第2の類型も、定義上、先制的自衛にはあたらない。

先制的自衛として問題になるのは次の2つであって、4区分のうちの第3は、武力攻撃は開始されていないものの、急迫している (imminent) という時点である。急迫した武力攻撃に対する先制的自衛 (以下、「狭義の先制的自衛」とする) が認められるか否かは、国連憲章制定以来争われてきたが、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件 (以下、「9・11」) 以前は、援用された事例は少なく、また、多くの国家は否定的であったとされる⁽¹⁵⁾。

しかし、9・11以降、テロの脅威の高まりと大量破壊兵器の拡散により、取り返しのつかない被害を防ぐためには早い時点での対処が不可欠であるとして、狭義の先制的自衛を許容する見解が、有力になった⁽¹⁶⁾。もっとも、いまだ発生していない武力攻撃がどの程度急迫しているかを客観的に判断することは難しく、先制的自衛は濫用される危険が大きいという本質的な問題に変わりはなく、反対論も根強く存在する⁽¹⁷⁾。

国際司法裁判所 (ICJ) は、この問題について判断を示していない。ニカラグア事件本案判決では、「本件紛争が生じた状況に鑑み、当事国は、すでに発生した武力攻撃の場合の自衛権にのみ依拠しており、武力攻撃の急迫した脅威への対応の合法性の問題は提起されていない。したがって、裁判所はその問題について見解を表明しない」⁽¹⁸⁾ と述べ、コンゴ領における武力活動事件 (コンゴ民主共和国対ウガンダ) 2005年判決でも同様であった⁽¹⁹⁾。

最後に、第4の区分は、武力攻撃が開始されていないどころか、その脅威がまだ十分に具体化しておらず、急迫性を欠く時点である。米国は、9・11の約1年後、2002年9月に「国家安全保障戦略」を発表し、敵からの攻撃の場所と時間が不確実であっても、必要があれば先制的に行動するとの主張を展開した⁽²⁰⁾。しかし、このいわゆるブッシュ・ドクトリンは、多くの国家に否定され⁽²¹⁾、学説上も強く批判されている⁽²²⁾。急迫していない将来的な脅威に対する自衛権行使は、国際社会において受け入れられがたいと言える。この類型については、違法性を明確にするために、先制的自衛と区別して、予防的自衛の語があげられることがある⁽²³⁾。

以上のとおり4つに区分すると、第1の「反応的自衛」および第2の「迎撃的自衛」までは合法、逆に、第4の「予防的自衛」については違法、と捉えるのが一般的な理解と言える。今日の議論において主たる争点となっているのは、第3の「狭義の先制的自衛」なのである。

(2) 武力攻撃の開始の捉え方の問題

ただし、概念上そのように区分できるとしても、現実には、それらの境界は決して強固なものではない。

まず、第2類型と第3類型とを分けるのは、武力攻撃が開始されたか否かという点である

が、何をもって武力攻撃の開始とみなすべきかについて、広く受け入れられた明確な基準は存在しない。「迎撃的自衛」の典型的な例とされるのは、発射されたミサイルがまだ空中にあり、被攻撃国の領域内に入っていない段階での対応である⁽²⁴⁾。その場合には、単なる実験等ではなく、他国への攻撃の意図をもったミサイル発射が実際になされたと確認できれば⁽²⁵⁾、着弾前であっても、武力攻撃はすでに開始されていると認定することに、異論はほぼないであろう。しかし、それ以上に時間的に遡って武力攻撃の開始を判断しようとするならば、急迫した武力攻撃との違いは曖昧になる。

例えば、Yoram Dinsteinは、第一撃を放って戦闘の火蓋を切るのではなく、不可逆的と思われる行動（*apparently irreversible course of action*）に乗り出すことが、武力攻撃の開始を意味すると主張する。そのことを具体的に示すために、Dinsteinは、1941年の日本による真珠湾攻撃を例にとり、米国が日本の計画を正確に把握していたという、事実とは異なる条件を加えたうえで、米国の「迎撃的自衛」が法的に可能となった時点は、日本による爆撃投下開始時はおろか、日本軍の爆撃機が母艦から発進した時ですらなく、攻撃の任務を与えられた日本の艦隊が作戦実行地点に向けて航行を開始した時である、と論じている⁽²⁶⁾。

こうしたDinsteinの「迎撃的自衛」の主張に対しては、急迫した武力攻撃に対する先制的自衛の一種に過ぎないという指摘がなされている。いかに不可逆的な行動に見えたとしても、物理的には攻撃は始まっておらず、部隊が召還されるなどして作戦が実行されない可能性が少なくとも理論上はあることから、武力攻撃は現実化していない、との見方に基づく指摘である⁽²⁷⁾。

物理的な被害の発生や、あるいはせめてミサイル発射などの、誰の目にも明らかな事実がない段階で、武力攻撃が開始されたとみなすのであれば、客観的な判断が難しいために「迎撃的自衛」は濫用される危険を伴うものと言わざるをえない。上記の真珠湾攻撃の例では、外観上は日本の艦隊はただ公海上を航行しているのみであり、米国に対する武力攻撃のための作戦遂行中であることはまったく自明でない。第3類型の狭義の先制的自衛には、武力攻撃の急迫性を判断する難しさという問題があるが、第2類型の「迎撃的自衛」も同一の問題を抱えているのである。「迎撃的自衛」を広範なものとして捉えれば、實際上、先制的自衛との区別はつかなくなる。

(3) 急迫性の概念の問題

次に、第3類型と第4類型に関しては、武力攻撃の脅威の急迫性の有無が両者を分けるが、その急迫性についても、厳密な基準は共有されていない。9・11以降、狭義の先制的自衛を許容する傾向が強まり、急迫性の意味が議論の焦点となる中で、それを柔軟に捉える主張がなされている。

従来、基本的には、急迫性は時間的な要素と理解されてきた。先制的自衛が国連憲章制定以前から認められてきたと主張する論者は、しばしば、自衛権の古典的先例とされる1837年のCaroline号事件に依拠する⁽²⁸⁾。同事件に関連して示された「自衛の必要性が、即時（*instant*）かつ圧倒的で、手段の選択の余地も、熟慮の時間もない（*leaving... no moment for deliberation*）」という定式が急迫性の表現とされ、したがって、武力攻撃が時間的に差し迫っているという

ことが急迫性の核にあると捉えられてきた。

しかし、2005年に英国のシンクタンク Chatham House において著名な国際法学者らの参加の下で作成された「自衛のための武力行使についての国際法に関する Chatham House 原則」は、「今日の脅威との関係では、急迫性は、時間的な基準のみを参照して解釈することはできず、脅威のより広範な状況を反映しなければならない」と述べ、具体的な考慮要素には、脅威の重大性や性質などが含まれるとする⁽²⁹⁾。また、2006年から2011年にかけて英国外務省法律顧問を務めた Daniel Bethlehem が2012年に示したいわゆる「Bethlehem 原則」は、脅威の即時性 (immediacy) 以外にもいくつかの要素を挙げたうえで、急迫性はあらゆる関連事情を参照して評価されるとし、攻撃の場所や正確な性質について明確な証拠がなくとも、武力攻撃が急迫していると判断することは妨げられないと述べている⁽³⁰⁾。

このように、狭義の先制的自衛を肯定する立場において、急迫性を時間的な基準とみるのではなく、多様な要素を勘案し、個別の状況に応じて緩やかに評価しようとする傾向が、9・11以降、強まっている⁽³¹⁾。「そうした幅の広い急迫性の概念は、武力の行使に対して意味ある制約を何ら課さないように思われる」⁽³²⁾ というのは、手厳しくも的確な指摘であろう。急迫性の概念が拡張されれば、第3類型の先制的自衛と第4類型の「予防的自衛」との区別は、実質的に失われるのである。

3 自衛権行使における武力攻撃要件との関係での反撃能力の評価

(1) 反撃能力に関する一般的定式の位置付け

以上の国際法上の自衛権に関する議論に照らして、日本の反撃能力はどのように位置付けられるだろうか。

日本政府は、従来から、「自衛権は武力攻撃が発生した場合にのみ発動し得るものであり、そのおそれや脅威がある場合には発動することはでき [ない]」⁽³³⁾ としており、今般の「国家安全保障戦略」にも、「武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない」⁽³⁴⁾ と記されている。これを前提とすると、反撃能力の行使は先制的自衛にはあたらないものとひとまず理解することができる。

そこで、武力攻撃が発生したとみなす時点が重要になるが、日本政府は、「武力攻撃が発生した場合とは、この侵害のおそれがあるときでもないし、また我が国が現実に被害を受けたときでもないし、侵略国が我が国に対して武力攻撃に着手したときである」⁽³⁵⁾ という立場をとってきた。反撃能力の行使も、ミサイル第一撃を阻止する目的で、すなわち日本領域への侵入や着弾を待たずに、実施される場合がありうる⁽³⁶⁾。上記の4区分に即せば、第2類型の「迎撃的自衛」にあたる段階から、反撃能力は運用可能となるものとして想定されているのである。前述のとおり、「迎撃的自衛」までは合法であるという捉え方が広く受け入れられており、反撃能力は、以上のように位置付けられる限り、国際法による規制から逸脱するものではないと評価できる。

(2) 現実の運用における問題

ただし、「迎撃的自衛」と狭義の先制的自衛の境界はもとより曖昧であり、さらに、近年、

「予防的自衛」との境界も揺らいでいるという問題は、反撃能力についても軽視することはできない。

日本政府は、ミサイル発射前の準備段階で武力攻撃の着手がなされたと判断する可能性を必ずしも排除していない。反撃能力の保有が決定される以前の発言であるものの、石破茂防衛庁長官は、他国が日本を標的にミサイルを発射する意図を宣言したうえで、ミサイルの直立、燃料の注入といった発射準備を行っている場合は、一つの判断材料になりうるのではないかと答弁した⁽³⁷⁾。その場合、相手国がミサイル攻撃の実行を思いとどまり、燃料の注入を途中で中止することもありうることを認識しつつ、それでも「判断が遅れて国民に多数の犠牲が出るということも、私どもは避けていかねばならない」と述べている⁽³⁸⁾。

こうした見解は、武力攻撃の開始の緩やかな認定に基づき、広範な権利として「迎撃的自衛」を主張する Dinstein の立場に酷似している。Dinstein は、真珠湾攻撃の例において、理論的には日本艦隊が引き返す可能性があるとしても、作戦実行地点に向けて航行を開始した時点で、米国による「迎撃的自衛」が認められると主張する⁽³⁹⁾。Dinstein に対する指摘と同様に、日本が、ミサイル発射前の時点で武力攻撃の着手があったと判断して反撃能力に訴えることすれば、武力攻撃の開始を厳格に認定する立場からは、先制的自衛に及んだものと評価されることもありうる。日本政府は、論争的的となってきた先制的自衛を、表向きは否定しつつ、「武力攻撃の着手」の概念を通じて、裏口から招き入れたのかもしれない。

もっとも、先制的自衛の法的地位が争われる中で「国家は公然と先制的自衛を主張するよりも、武力攻撃を広く捉えることを好む」⁽⁴⁰⁾のは、日本に限ったことではない⁽⁴¹⁾。他国に依拠されうる先制的自衛の先例を作るよりも、すでに攻撃されたと主張するほうが、国家として賢明な態度だとも考えられる⁽⁴²⁾。また、世界的には、安全保障上の脅威の性質の変化に伴って、狭義の先制的自衛を許容する見解が有力となっていることから、日本の反撃能力がそれに該当すること自体は、少なくとも国際法上は致命的とまでは言えない。より重大な問題は、實際上、急迫性（日本政府による整理に従うならば、武力攻撃の着手）をどのように判断するか、である。

日本政府としては、「どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、その時点の国際情勢、攻撃国の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり、個別具体的な状況に即して判断すべき」⁽⁴³⁾という。そうした判断のありかたそのものには、国際法上、問題はないが、「武力攻撃の着手」があってから、攻撃が物理的な効果を生じ、さらに日本に到達するまでに、どの程度の猶予が残されているかという時間的な要素が、考慮事項の中に明示的には挙げられていない点は注意を要する。

すでに述べたとおり、9・11以降、第3類型の先制的自衛と第4類型の「予防的自衛」の境界に揺らぎがみられ、それは、急迫性を時間的な切迫性としてではなく、より柔軟に捉える主張に起因している。仮に、拡張された急迫性の概念と共通する緩やかな基準によって日本が武力攻撃の着手を認定することになれば、反撃能力は、違法との見方の強い「予防的自衛」と区別しがたいものとなりかねない。

(3) 反撃能力の保有がもたらす課題

以上のように、日本政府は相手方の武力攻撃が開始される前の先制攻撃は否定しており、その限りでは反撃能力は国際法に整合的であるものの、武力攻撃の着手の概念の内実次第では、先制的自衛、さらには「予防的自衛」とみなされる危険もある。したがって、武力攻撃の着手の認定においては、きわめて慎重な判断が求められる。

ミサイル攻撃の着手をめぐる事実認定の難しさを指摘された岸田文雄首相が、「どういった場合にどう対応するか、手のうちを事前に明らかにしておくということについては、これは安全保障の観点から控えるべきものではないかと考え〔る〕」と答弁したように⁽⁴⁴⁾、詳細な基準の事前の公表は期待できないだろう。しかし、事後的には、ICJが述べたとおり、自衛権援用国が、武力攻撃要件の充足を証明しなければならない⁽⁴⁵⁾。

この点、先にも触れたChatham House原則は、狭義の先制的自衛を肯定しつつも、その権利を行使する国家は重い証明責任を果たさなければならない旨、釘を刺している。自衛権それ自体が、武力不行使原則の下で武力行使を認める例外的なカテゴリーであるうえに、先制的自衛はさらにその限界に位置するものであるから、それに応じて高度な水準の正当化が要求されるという。急迫性の判断は、誠実に、客観的に評価可能な根拠に基づいてなされなければならないと、そのため、自衛権援用国は、証拠となる事実を公にして説明責任 (accountability) を果たすべきだとされている⁽⁴⁶⁾。

また、Dinsteinは、真珠湾攻撃を基礎とする事例において、かなり早い時点から米国による「迎撃的自衛」が認められると主張するが、その米国の行動は、日本側の作戦の性質についての推測に基づくものであってはならず、日本軍の暗号を解読するなどして確固たる情報を得たうえでなされなければならないと強調している⁽⁴⁷⁾。

日本が相手国のミサイル発射前に反撃能力を行使するのであれば、どのように発射準備が行われているかを正確に把握できる態勢を構築し、事後的には、武力攻撃の開始に相当すると言えるほどの段階に至っていたのだということを事実に基づいて説得的に証明できるよう、用意を整えておく必要がある。実は武力攻撃が発生していなかったと事後的に判明した場合、仮に、反撃能力行使時に武力攻撃の着手を悪意なく信じていたとしても、違法な武力行使に及んだ責任を免れることはできない⁽⁴⁸⁾。

なお、反撃能力が運用される局面は、日本に対する武力攻撃が発生した場合（自衛隊法76条1項に言う「武力攻撃事態」）に限られず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（同条の「存立危機事態」）をも含む⁽⁴⁹⁾。国際法上は、前者の場合は個別的自衛権、後者の場合は集団的自衛権を援用することとなるが、武力攻撃要件は両者に共通する要件であり、本稿のここまでの検討は、武力攻撃事態にも存立危機事態にも同様にあてはまる。ただし、他国に向けられた武力攻撃への対応として日本が反撃能力を行使する場合には、武力攻撃の発生を証明するための基礎となる事実を的確に把握することに、より大きな困難が伴いうる。武力攻撃の直接の被害国との連携が不可欠と言える。

4 おわりに

「国家安全保障戦略」において、日本の安全保障政策の大きな転換の一つとして保有が決定された反撃能力は、「国際法違反の先制攻撃」にあたりうるという批判にさらされている。しかし、基本的には、日本政府がこれまで示してきた反撃能力の一般的な定式は、国際法上の自衛権行使における武力攻撃要件を適切に踏まえたものと評価できる。ただし、現実の運用において違法な先制攻撃とみなされる危険をはらんでおり、それを回避するためには、敵の攻撃を確実に把握したうえで、「武力攻撃の着手」について慎重に判断することが肝要である。

なお、本稿は、「先制攻撃」如何の問題に取り組み、自衛権行使の要件のうち武力攻撃要件のみを扱ったが、言うまでもなく、日本が反撃能力を行使するうえでは、ほかの要件も満たす必要がある。特に重要なのは、自衛の必要性和均衡性の要件である⁽⁵⁰⁾。武力攻撃が発生したからといって、相手国領域内への反撃が自衛権行使として無制限に許されるわけではなく、武力攻撃に対応するために必要で、かつその武力攻撃に対して均衡のとれた措置のみにとどめなければならない⁽⁵¹⁾。

反撃能力に関して、その行使対象の範囲を、ミサイル発射装置に限定せず、港湾、航空基地、指揮命令系統の中枢等にまで広げる可能性への懸念が示されることがある⁽⁵²⁾。自衛の必要性・均衡性要件は、いかなる場合でも受けた武力攻撃と反撃とが完全に同量、同質であることを求めるものではなく、ミサイル発射装置以外に反撃を加えれば直ちに違法とされるというわけではない。とはいえ、ICJは、必要性要件の一側面に自衛行為の標的の性質があるとしており⁽⁵³⁾、対処しようとするミサイル攻撃と一切関係のない施設等まで反撃対象とすることは認められない。

[付記] 本稿はJSPS 科研費JP19K13521の助成による成果の一部である。

- (1) 「国家安全保障戦略について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙「国家安全保障戦略」、5ページ。
- (2) 同上、17ページ。
- (3) 『第24回国会衆議院内閣委員会議録』第15号(昭和31年2月29日)、1ページ(鳩山一郎首相〔船田中防衛庁長官代読〕)。
- (4) 『第189回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第20号(平成27年9月14日)、17ページ(中谷元防衛大臣)。
- (5) 日本は、ミサイル防衛システムにより「公海及び我が国の領域の上空で、我が国に向けて飛来するミサイルを迎撃する」としている。「国家防衛戦略について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙「国家防衛戦略」、18ページ。
- (6) 「国家安全保障戦略」(前掲注1)、17ページ。
- (7) 同上、18ページ。
- (8) 同上。
- (9) 『第211回国会衆議院会議録』第2号(令和5年1月25日)、2ページ(泉健太議員)。
- (10) Christopher Greenwood, “Self-Defence,” (last updated April 2011), in Anne Peters and Rüdiger Wolfrum

- (eds.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (Oxford University Press, 2008-) <www.mpepil.com> (accessed 1 October 2023), para. 41.
- (11) この4つの区分を示したものとして、Robert Kolb, “Self-Defence and Preventive War at the Beginning of the Millennium,” *Zeitschrift für öffentliches Recht*, Vol. 59 (2004), pp. 122–125. See also Tom Ruys, ‘*Armed Attack and Article 51 of the UN Charter: Evolutions in Customary Law and Practice*’ (Cambridge University Press, 2010), pp. 253–254. ただし、それぞれの区分の評価については、本稿は必ずしも Kolb や Ruys に従うものではない。
- (12) Kolb, *supra* note 11, p. 122.
- (13) *Ibid.*, p. 123.
- (14) Tarcisio Gazzini, *The Changing Rules on the Use of Force in International Law* (Manchester University Press, 2005), pp. 151–153; Greenwood, *supra* note 10, para. 42; Ruys, *supra* note 11, p. 264; James A. Green, “The *Ratione Temporis* Elements of Self-Defence,” *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol. 2 (2015), pp. 107–108; Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (Cambridge University Press, 2018), p. 276. 先制的自衛を認めることに強く反対する論者でさえ、それと明確に区別して「迎撃的自衛」は許容している。Olivier Corten, *The Law against War: The Prohibition on the Use of Force in Contemporary International Law* (2nd ed., Hart Publishing, 2021), p. 410.
- (15) Christine Gray, *International Law and the Use of Force* (4th ed., Oxford University Press, 2018), p. 170.
- (16) この点を指摘し、数多くの学説を挙げるものとして、Albrecht Randelzhofer and Georg Nolte, “Article 51,” in Bruno Simma et al. (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), p. 1423; Robert Kolb, *International Law on the Maintenance of Peace: Jus Contra Bellum* (Edward Elgar Publishing, 2018), p. 388; Henderson, *supra* note 14, p. 277.
- (17) Corten, *supra* note 14, pp. 403–435; 松井芳郎『武力行使禁止原則の歴史と現状』(日本評論社、2018年)、47–48ページ。
- (18) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Merits, Judgment*, *I.C.J. Reports 1986*, p. 103, para. 194.
- (19) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, *Judgment*, *I.C.J. Reports 2005*, p. 222, para. 143.
- (20) “The National Security Strategy of the United States of America,” (2002) <<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/63562.pdf>> (accessed 1 October 2023), p. 15.
- (21) 米国の同盟国であり、急迫した武力攻撃に対する自衛の可能性を長らく肯定してきた英国ですら、ブッシュ・ドクトリンを拒絶した。英国法務長官の見解として、“Attorney General’s Advice on the Iraq War: Iraq: Resolution 1441,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 54 (2005), p. 768. また、諸国の反応を検討し、「急迫していない脅威に対する自衛への支持は事実上存在しない」と結論づけるものとして、Ruys, *supra* note 11, pp. 336–338.
- (22) E.g., Gray, *supra* note 15, pp. 248–253; Ruys, *supra* note 11, pp. 322–324.
- (23) 松井、前掲書(注17)、226ページ。
- (24) Kolb, *supra* note 11, p. 123.
- (25) 自衛権行使要件における武力攻撃は、特定の国家を狙って攻撃を行う意図を伴うものでなければならない。田中佐代子「国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図」『法学志林』118巻4号(2021年)、307–330ページ参照。
- (26) Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence* (6th ed., Cambridge University Press, 2017), pp. 231–233.
- (27) Noam Lubell, “The Problem of Imminence in an Uncertain World,” in Marc Weller (ed.), *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law* (Oxford University Press, 2015), pp. 704–705.

- (28) E.g., C. Humphrey M. Waldock, “The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law,” *Recueil des cours de l’Academie de droit international de La Haye*, tome 81 (1952), pp. 497–498; D. W. Bowett, *Self-Defence in International Law* (Manchester University Press, 1958), pp. 188–189.
- (29) Elizabeth Wilmshurst, “The Chatham House Principles of International Law on the Use of Force in Self-Defence,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 55 (2006), pp. 967–968.
- (30) Daniel Bethlehem, “Self-Defense Against an Imminent or Actual Armed Attack by Nonstate Actors,” *American Journal of International Law*, Vol. 106 (2012), pp. 775–776.
- (31) この点の分析として、Henderson, *supra* note 14, pp. 297–306.
- (32) Gray, *supra* note 15, p. 253.
- (33) 『第63回国会衆議院予算委員会議録』第15号（昭和45年3月18日）、8ページ（愛知揆一外務大臣）（〔〕内筆者補足、以下同様）。
- (34) 「国家安全保障戦略」（前掲注1）、18ページ。
- (35) 『第145回国会参議院外交・防衛委員会会議録』第5号（平成11年3月15日）、1ページ（野呂田芳成防衛庁長官）。
- (36) 「政府は、まず順番として、相手からの第一撃については先制攻撃の危険性を避けるために迎撃ミサイルで撃ち落とすことを原則とすること、その上で、既に攻撃を受けた後の更なる攻撃については、反撃能力の行使を含め対処するとの考え方を取っているのかどうか」という質問に対して、浜田靖一防衛大臣の答弁によれば、「ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手から更なる攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力を保有する」という「国家安全保障戦略」の記載は、「必ずしも対処における時系列上の関係を表しているものではない」（『第211回国会衆議院安全保障委員会議録』第6号（令和5年4月7日）、10ページ）。すなわち、ミサイル第一撃にはまずミサイル防衛システムによって対処し、続いて、第二撃以降を阻止するために反撃能力を行使する、という時系列上の関係は必ずしも存在せず、第一撃に対する反撃能力行使可能性は排除されていない。
- (37) 『第156回国会参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録』第11号（平成15年6月4日）、25ページ（石破茂防衛庁長官）。
- (38) 同上。
- (39) Dinstein, *supra* note 26, p. 232.
- (40) Gray, *supra* note 15, p. 170.
- (41) 原則論としては先制的自衛を肯定する国家であっても、現実の実行においては、すでに発生した武力攻撃に対する自衛権の行使であると主張した事例の分析として、*ibid.*, pp. 171–173.
- (42) Kolb, *supra* note 16, p. 390.
- (43) 『第211回国会衆議院予算委員会議録』第6号（令和5年2月3日）、30ページ（浜田靖一防衛大臣）。『第63回国会衆議院予算委員会議録』第15号（昭和45年3月18日）、8ページ（愛知揆一外務大臣）も参照。
- (44) 『第211回国会衆議院予算委員会議録』第11号（令和5年2月15日）、20ページ（岸田文雄首相）。
- (45) *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, *Judgment, I.C.J. Reports 2003*, p. 189, para. 57.
- (46) Wilmshurst, *supra* note 29, p. 968. See also Randelzhofer and Nolte, *supra* note 16, p. 1424.
- (47) Dinstein, *supra* note 26, p. 232.
- (48) Corten, *supra* note 14, p. 410.
- (49) 『第211回国会衆議院会議録』第15号（令和5年4月4日）、6ページ（岸田文雄首相）。
- (50) 自衛の必要性・均衡性要件を守るべきことは、日本政府としても（自衛権行使一般について）明言している。『第61回国会参議院予算委員会会議録』第9号（昭和44年3月10日）、15ページ（佐藤

正二外務省条約局長)；『第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第20号(平成27年7月13日)、10ページ(岸田文雄外務大臣)。

- (51) 自衛の必要性・均衡性要件について、このように解釈するものとして、*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*, *supra* note 18, p. 94, para. 176; *Oil Platforms*, *supra* note 45, p. 198, para. 76.
- (52) 『第211回国会衆議院会議録』第2号(令和5年1月25日)、2ページ(泉健太議員)。
- (53) *Oil Platforms*, *supra* note 45, p. 196, para. 74. この判示の意味につき、田中佐代子「オイル・プラットフォーム事件(イラン対米国)(判決・2003年11月6日)」『国際法外交雑誌』122巻3号(近刊)参照。